

知っておきたい年金のこと

後納制度（国民年金保険料の納付期限の延長）が始まります

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年間に国民年金保険料を納めていた、ただことで満額の老齢基礎年金を受給することができません。

しかしながら、保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得などの届出忘れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなったりということ（保険料納付や免除等の合計が25年（300月）未満の場合）があります。

このような事態を避けるために、昨年、法律が改正され、平成24年10月1日から、国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年から10年に延長となる後納制度が始まります。

具体的には、平成14年10月以降の納められなかった保険料を納めることができるようになります。

ただし、既に老齢基礎年金の受給権をお持ちの方は、納

めることができませので、ご注意願います。

なお、後納保険料を納付するために事前にお申し込みいただき審査させていただきます。審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。

後納保険料を納付できる期間は、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間です。

この後納制度の利用が可能な期間を有する方には、後納対象者ごとに過去10年以内のお知らせが年金事務所から随時送付される予定となっております。

詳しくは、旭川年金事務所（0166-27-1611）へお問い合わせください。



保健福祉課戸籍担当
電話 56-2123

現況届けを忘れずに！

◆児童扶養手当◆

次の要件に該当する児童を養育している父母、または父母に代わってその児童を養育している方が受給できます。（※児童とは、18歳未満または、20歳未満で一定以上の障がいのある方）

【児童の要件】

- 父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
- 父または母が死亡または生死が明らかでない児童
- 父または母が重度の障がいにある児童
- 父または母から1年以上遺棄されている児童
- 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで生まれた児童

【支給制限】

- 児童が施設に入所しているとき
- 受給者または児童が公的年金を受けているとき
- 前年分の所得が一定額以上ある場合 など

◆特別児童扶養手当◆

一定以上の障がいのある児童（20歳未満）を扶養する父母、または父母に代わってその児童を養育している方が受給できます。

【支給制限】

- 前年分の所得が一定額以上ある場合
- 児童が、障がいを支給事由とする公的年金を受けられることができるとき
- 児童が施設に入所しているとき

■お問い合わせ

保健福祉課 戸籍担当
電話 56-2123



8月中に現況届けを出さないと8月分からの手当を受けることができなくなることがありますので、ご注意ください。

占冠村の放射線量の状況（7月）

■放射線量測定記録（7月10日測定）

【単位：マイクロシーベルト】

測定場所	天候	測定値	測定場所	天候	測定値
中央小学校グラウンド	晴れ	0.052	トナム小中学校グラウンド	晴れ	0.058
双民館グラウンド	晴れ	0.054	占冠へき地保育所グラウンド	晴れ	0.046
占冠地域交流館グラウンド	晴れ	0.044	トナムへき地保育所グラウンド	晴れ	0.041

※北海道の空間放射線率モニタリング結果（上川総合振興局0.0280～0.0780）と比較して平常レベルと判断されます。（「北海道放射線モニタリング総合サイト」 <http://monitoring-hokkaido.info/>）

■お問い合わせ 総務課総務担当 電話56-2121



ちびっこ消防士、消火成功！！

～保育所で消防車見学及び放水体験～

5月23日（水）にトママへき地保育所、7月10日（火）に占冠へき地保育所で消防車見学及び放水体験を実施しました。

園児たちは、自分の身長ほどある消防車の大きなタイヤにびっくりしていました。

放水体験では、的に水を当てようと重たい消防用ホースを必死に操作していました。的が倒れると、「たおれたー！」と歓声を上げ、満足そうな表情が印象的でした。

記念撮影では、園児の年長さんが子供用の防火服や制服、レンジャー服を身にまとい、「敬礼！」の掛け声に、ちびっこ消防士は素早い動作で敬礼をし、本物の消防士顔負けの機敏さを見せていました。



救急出場状況（6月分）

急病	2件	(2人)
一般負傷	1件	(1人)
交通事故	1件	(1人)
その他	1件	(1人)
5月計	5件	(5人)
累計	62件	(58人)

※（ ）内は搬送人員

富良野広域連合 富良野消防署占冠支署 ☎56-2119

単身赴任の皆さん！

自宅と勤務先の往復も、安全運転で

単身赴任の方は、週末に車で勤務先から自宅へ帰り、日曜日又は、月曜日の朝に自宅から勤務先へ戻るというパターンの方が多いのではないのでしょうか？そのとき・・・こうなっていますか？

【自宅へ帰るとき】

早く家に帰りたい！
家族に会いたい！
やりたいことがいっぱい！

速度の出し過ぎ、ぼんやり運転

遅くなくても安全運転

【勤務先へ戻るとき】

疲れた、眠い、行きたくない、
今週のしごきは・・・

居眠り運転、ぼんやり運転

思い切って早めに出発

釣りの帰りは眠くなる！

●釣りに行く途中、出船時間や日の出が近くなると、ついスピードを出してしまうので、時間にゆとりを持って、早めの行動を心がけましょう。

村民の願いです
続けよう交通事故死 0 の日
平成19年2月21日から

1977日

平成24年7月20日現在

交通安全

SAFTY DRIVE

北海道警察音楽隊・カラーガード隊演奏会

占冠村では8月12日に交通事故死ゼロの日2000日を達成する予定です。達成の記念と、交通事故死ゼロの日が続くことを願い演奏会を開催します。

- ◆とき 8月25日（土）13時
- ◆ところ 占冠村農村公園

- 釣りは、深夜・早朝から出かけることが多く、睡眠不足となるので、帰り道では、絶対に無理をせず、眠くなったり、疲れを感じたら必ず休憩をとしましょう。
- 仲間と車で移動する場合、後部座席の同乗者も必ずシートベルトを着用しましょう。
- 釣りのことなどを考えてボーツとせず、前をよく見て安全確認をしっかり行いましょう。
- スピードを抑えて安全運転・防衛運転
- シートベルトの着用を忘れずに！
- 眠気がきたら短時間の休憩を
- 夜間、早朝も歩行者、自転車に注意！